

本学の喫煙に関する現状調査

青木恒夫

1. はじめに

本学は2003年9月29日より屋内での喫煙が全面禁止となったが、喫煙マナーに欠如し、ルールに違反する教職員や学生が少なからず見受けられ、喫煙指導・環境整備が必ずしも成功しているとは言えない現状となっている。また、学内外から本学の喫煙指導への苦言が寄せられるようになってきているのも事実であり、このままの状態を放置するわけにはいかない状況にある。

上記の理由から、2007年4月、本学の勇志グループである「教育ワークショップ」から、「喫煙に関する本格的な調査を実施し、現状を把握する必要がある。」との共通意見が出されたため、この年の6月から7月にかけて、本学学生支援室の協力を得て調査を実施することになった。

2. 調査の方法

調査は本学生765名に対しマークシート方式により実施した。調査対象及び回答状況は表1の通りである。回収数は593件(77.5%)であったが、このうち回答に矛盾のない536件(70.1%)を有効回答として分析を行った。質問内容を大別すると、①回答者の所属、②喫煙習慣の状況、③喫煙経験者を対象とした状況調査、④非喫煙者を対象とした意識調査、⑤喫煙に関する一般的な意識調査、⑥本学の喫煙に関する意識調査、⑦喫煙に関する本学に対する要望、の7項目である。

表1 調査回答状況

学年	在学者数	有効回答			
		男	女	回答計	回答率
1年生	387	268	10	278	(71.8%)
2年生	378	256	2	258	(68.3%)
合計	765	524	12	536	(70.1%)

※在学者数は調査を始めた頃、2007年6月12日のもの

※有効回答とは、全回答数593から矛盾のある57を差し引いたもの

3. 喫煙習慣の状況

表2 喫煙習慣の状況

喫煙本数	1年生		2年生		全体		喫煙状況		
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	状況
全く吸わない	152	(54.7%)	126	(48.8%)	278	(51.9%)	278	(51.9%)	非喫煙者
数本/年	8	(2.9%)	5	(1.9%)	13	(2.4%)	258	(48.1%)	喫煙習慣者
数本/月	5	(1.8%)	3	(1.2%)	8	(1.5%)			
数本/週	4	(1.4%)	9	(3.5%)	13	(2.4%)			
数本/日	7	(2.5%)	15	(5.8%)	22	(4.1%)			
5~10本/日	25	(9.0%)	30	(11.6%)	55	(10.3%)			
11~20本/日	59	(21.2%)	53	(20.5%)	112	(20.9%)			
21~30本/日	14	(5.0%)	13	(5.0%)	27	(5.0%)			
31~40本/日	2	(0.7%)	3	(1.2%)	5	(0.9%)			
40本以上/日	2	(0.7%)	1	(0.4%)	3	(0.6%)			
合計	278		258		536				

学生の喫煙習慣状況を表2にまとめる。本学生の喫煙率（喫煙習慣者）は48.1%で、非喫煙者を若干下回る。厚生労働省の平成16年度成人喫煙率統計（厚生労働省国民栄養調査）における男性の平均が43.3%であることと比較すると、本学生の喫煙率はそれを上回り、未成年者が半数以上含まれることを考えると、かなりの高率である。一日の喫煙本数を段階的に図示したのが図1である。一日5本~20本が大半であるが、20本を超えるヘビースモーカーが7%存在する。

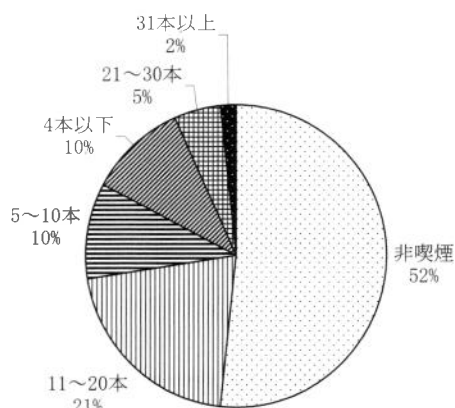


図1 一日の喫煙本数

4. 喫煙経験者を対象とした状況調査

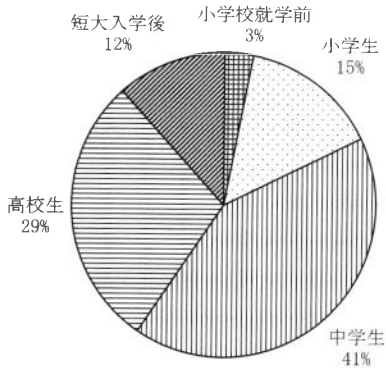


図2 喫煙初経験年齢

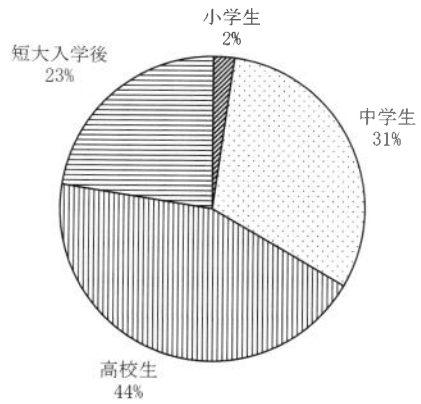


図3 喫煙の習慣が始まった年齢

喫煙経験者に対して状況調査を行った。図2は喫煙初経験年齢で、中学生で始めて喫煙を経験する学生が41%、高校生での初喫煙が29%と、中学生時代に初喫煙を経験する割合がかなり高い。喫煙習慣が始まった年齢を調べた図3と比べると、習慣化では高校生の方が逆転しており、中学生の段階で正しい指導を行えば、その後の習慣化を防げる可能性がある。

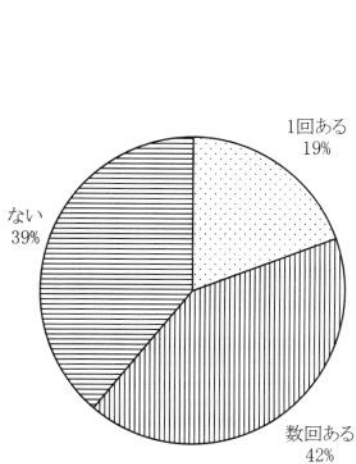


図4 禁煙の試行回数

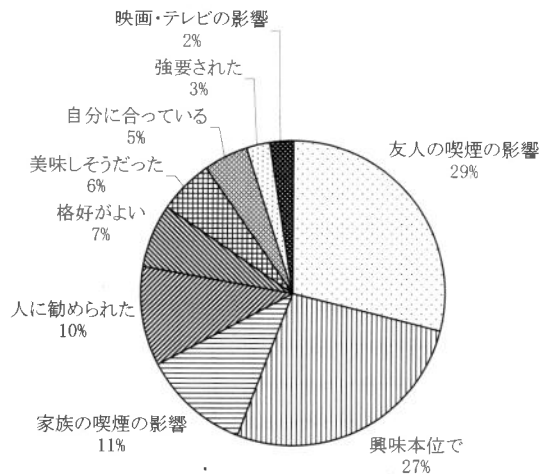


図5 喫煙開始のきっかけ

喫煙習慣者に対して禁煙の経験を尋ねた。(図4) 半数以上(161人)が禁煙の経験があり、複数回の試行があると答えた学生が40%以上いることを考えると、喫煙習慣から脱しようとしているが禁煙には成功していない実態が見えてくる。

喫煙を始めたきっかけを尋ねると、①友達の喫煙、②興味本位、③家族の喫煙、④人に勧められたの順に高い割合を示す。(図5)

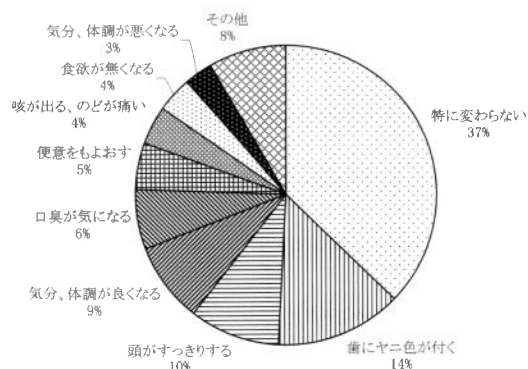


図6 喫煙による体の変化

喫煙によって自分の体にどのような変化が起こるかを調査すると、喫煙をしても体調に変化が無い、もしくは快調になる割合が56%である反面、何らかの不調を訴える割合は36%と少ない。

このことは、禁煙を決意する決定的な理由を見いだせず、漫然と喫煙を続ける原因ともなっている。

喫煙習慣者に対し、自分の喫煙について思うことを尋ねた。(図7)

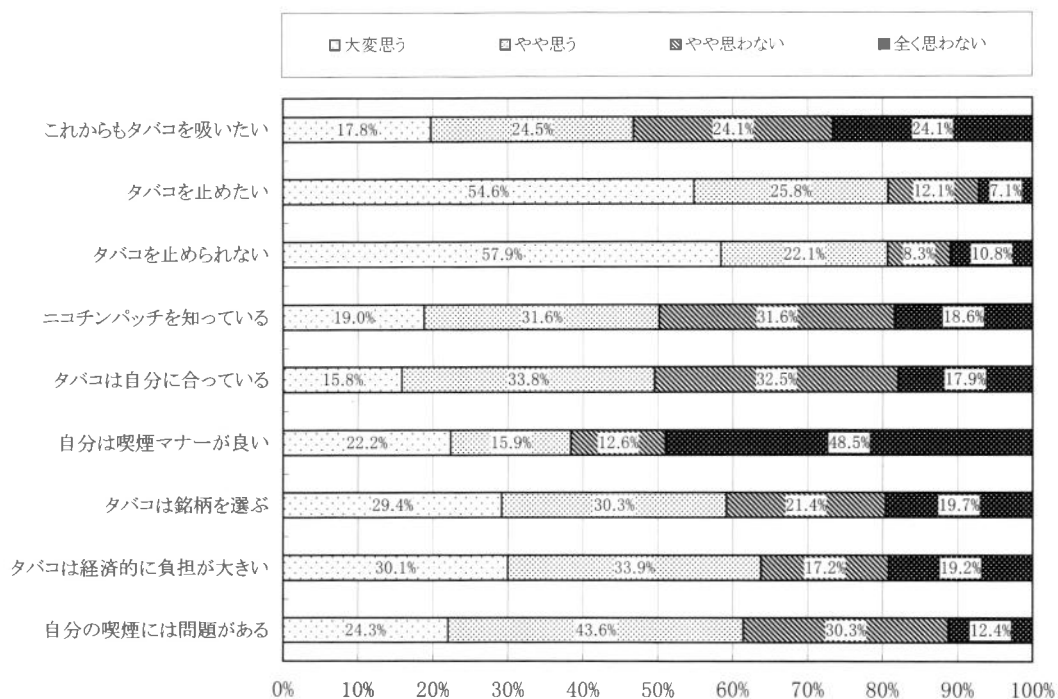


図7 自分の喫煙について

喫煙習慣者の中で「タバコを止めたい」と考えている割合は予想以上に高かった。「大変思う」「やや思う」を合わせると80.5%であり、適切な指導と環境が整えば禁煙できる可能性がある。「自

分の喫煙には問題がある」と答えた割合は「大変思う」「やや思う」合わせて67.9%、「タバコは経済的に負担が大きい」同64.0%などと、喫煙に対する問題意識はあるが、「タバコを止められない」が同80.4%もあり、喫煙問題は根が深いことが分かる。

5. 非喫煙者を対象とした意識調査

非喫煙者に対し、タバコを吸わない理由を調査した。(表3)

半数以上は、単に「吸いたくない」という理由を挙げている。また「タバコが嫌い」という学生が80人(28.8%)いて、彼らにとって本学の環境は非常に悪いことになる。

表3 タバコを吸わない理由
(複数回答, 非喫煙者278人)

理由	人数	割合
吸いたくない	146	52.5%
タバコが嫌い	80	28.8%
未成年だから	32	11.5%
経済的理由	20	7.2%
禁煙した	22	7.9%
今まで吸ったことがない	12	4.3%
機会があれば吸いたい	4	1.4%

表4 禁煙を始めた時期

禁煙時期	非喫煙者	喫煙者
1年以内	9	6
1～2年前	6	3
2～3年前	3	2
3年以上前	4	3
合計	22	14

過去に喫煙習慣者であり、現在は禁煙に成功した学生が22人いる。禁煙を始めた時期について質問してみたが、禁煙に失敗した学生も一部回答してくれている。母集団が少ないので断定できないが、多くの学生は、ここ1～2年の間に禁煙していることが分かる。

禁煙に成功した22人に「禁煙をした理由」(図8)と「禁煙が成功した理由」(図9)を尋ねてみた。禁煙を開始した理由の大半は「健康に悪い」であり、次いで「周囲に迷惑だから」となる。このことは、殆どの場合自発的に禁煙を始めていることになる。また、それを裏付けるように、禁煙できた理由の半数以上は「自分の強い意志」となっている。

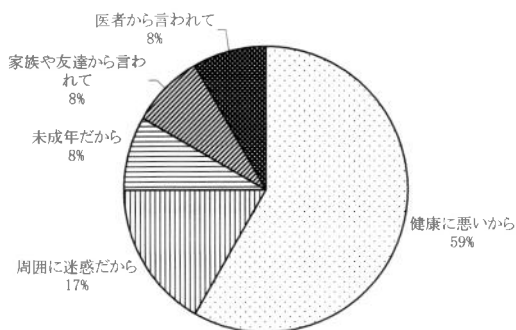


図8 禁煙をした理由 (複数回答あり)

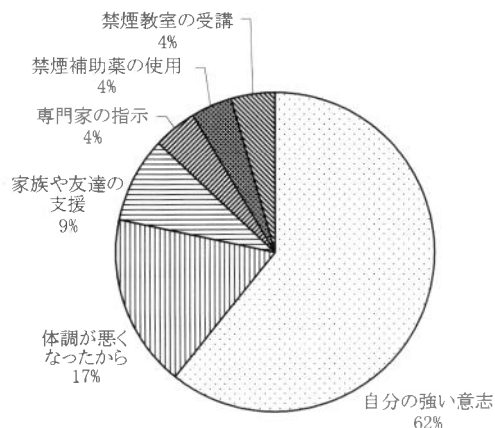


図9 禁煙できた理由 (複数回答あり)

6. 喫煙に関する一般的な意識調査

全学生を対象に喫煙やタバコに対する一般的な意識調査を行った。図10はタバコ、喫煙に対する一般論である。この回答から、「タバコは個人の自由である」と認識しつつ、この行為（喫煙）は「他人に迷惑をかける」と感じている。また、決して「大人の証拠」であったり「格好が良い」ものではなく、逆に「喫煙者はマナーが悪い」と多くの学生は思っている。

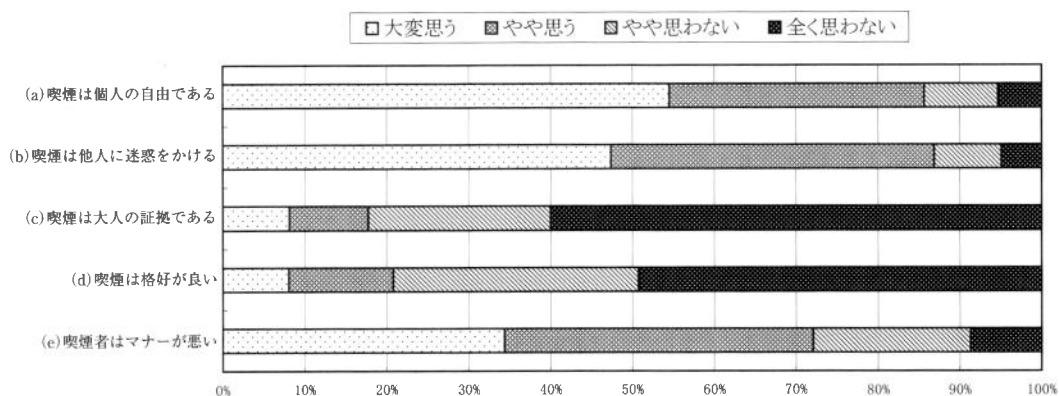


図10 喫煙，タバコに関する一般的な質問（1）

図11は喫煙に関する法規制，社会的な影響を尋ねている。「喫煙と火災の因果関係」「タバコとゴミの関係」などは概ね理解できているようであるが、「受動喫煙防止」（「健康増進法 第25条 受動喫煙の防止」の規制）や地方自治体が制定している「路上喫煙禁止条例」については約半数程度しか理解していなかった。

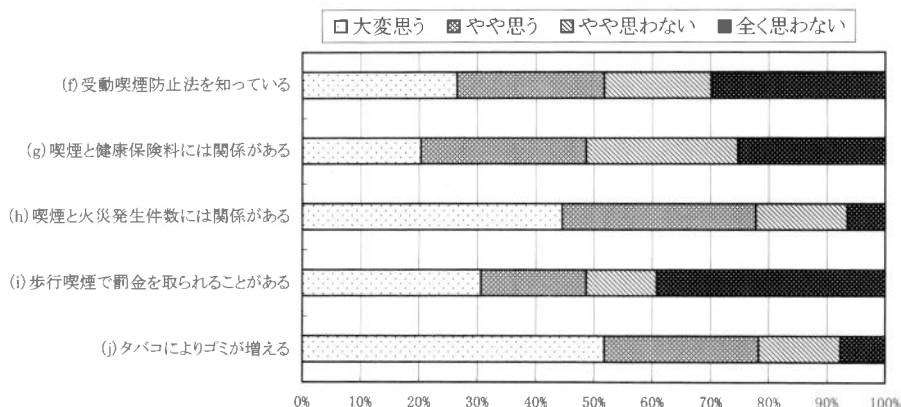


図11 喫煙，タバコに関する一般的な質問（2）

図12は「喫煙と健康」「喫煙に関する気持ち」を、どちらかと言えば非喫煙者側に立って聞いている。(m) (n) 項目では喫煙習慣者と非喫煙者との間で意見の分かれるところだが、「喫煙は体に悪い」ことは大半が認めている。

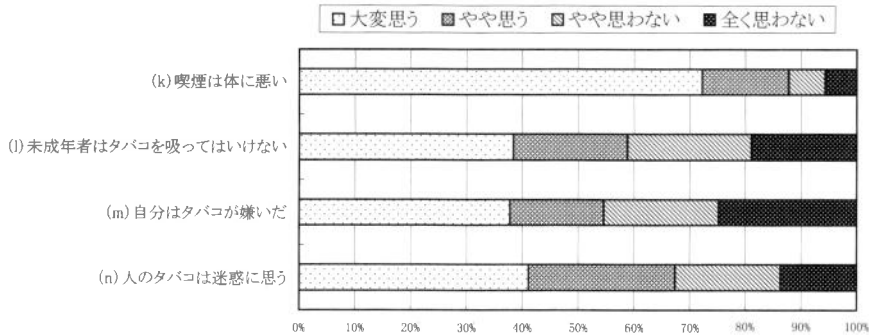


図12 喫煙，タバコに関する一般的な質問（3）

図13は逆に喫煙習慣者の立場で聞いている。「自由に喫煙できる場所の確保」は喫煙習慣者の望みだろうし、さらに「分煙化が進む」のを望んでいる。

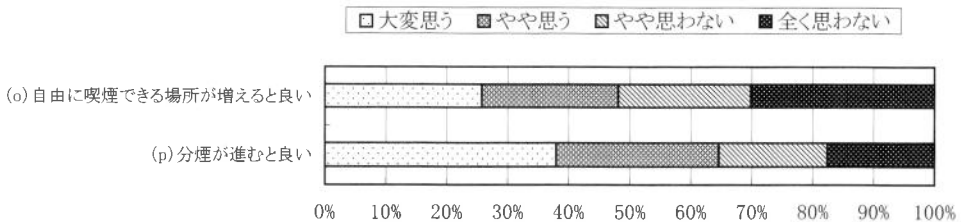


図13 喫煙，タバコに関する一般的な質問（4）

7. 本学の喫煙に関する意識調査

前項では喫煙に関する一般的な意識を確認したが、本項では本学の喫煙に関する意識を調査する。

図14の (a) は、前項の「喫煙は個人の理由だ」と同様の質問となったが、前項が「大変思う」「やや思う」の合計が85%あったのに対し、「喫煙は学生本人の問題だ」では同71%に止まっている。厳密に意識して回答されているかは不明だが、未成年者が多い学校という環境内では、喫煙は「本人の自由」だけでは無いという意見が少なからず存在するようだ。このことは次の質問「未成年者はタバコを吸ってはいけない」同58%にも現れている。「喫煙指導の徹底」や「学校での喫煙は好ましくない」という意見は、何れも半数を超しており、学校という特別な環境内での喫煙対策は、一般社会とは違ったスタンスで臨む必要があると考えられる。

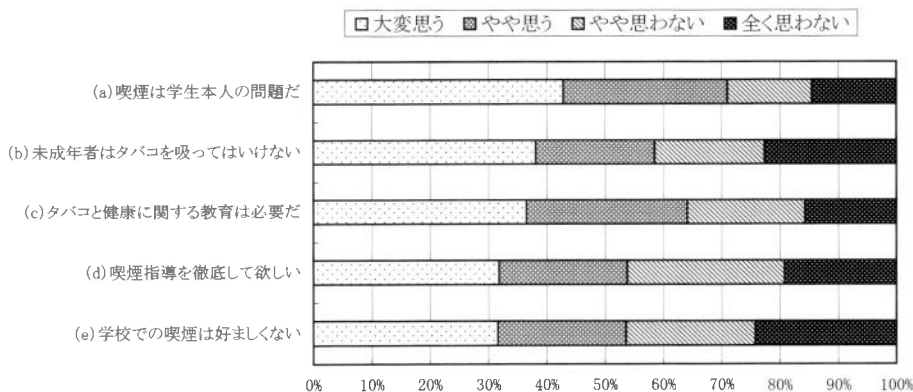


図14 本学の喫煙，タバコに関する質問（1）

図15では、本学の喫煙に関する問題点を聞いている。「タバコのポイ捨てが目立つ」「喫煙者はマナーが悪い」は共に群を抜いており、喫煙習慣者、非喫煙者共に意識している。また、「タバコにより学内が汚れている」ことは事実であり、大半の学生が、「喫煙は大学のイメージを悪くする」と感じている。在学生がこのように感じている現実、新たな入学生も感じるはずで、リスクを少しでも軽減するためには早急な対策が必要と考えられる。

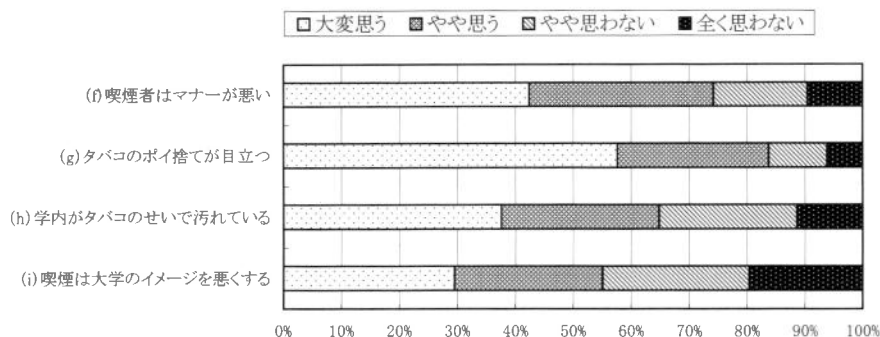


図15 本学の喫煙，タバコに関する質問（2）

学内で他人が吸うタバコについてどう思うかを図16で尋ねている。「近くでタバコを吸われるのが嫌だ」と答えている学生が半数を超える。この値は非喫煙者の割合と合致する。注目に値するのは、「タバコのせいで学校をやめたい」と答えている学生が「大変思う」「やや思う」を合わせて20%を超えていることだ。実数にして116人（21.6%）もの学生が、タバコの問題で学校をやめたいと思っている。本学はドロップアウトの防止に様々な策を講じてきたが、本件は明確な原因であり、危機管理上も放置することは出来ない。オープンキャンパス等で本学を目指す高校生諸君にとっても重要な問題であり、広報上の対策も急がなければならない。

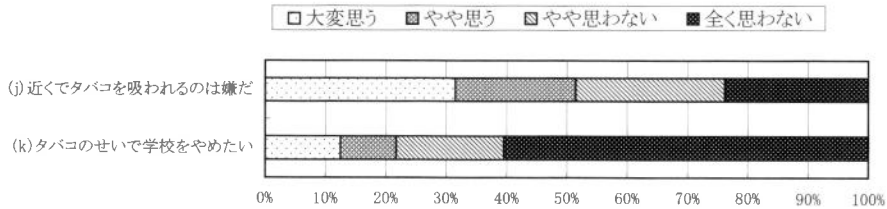


図16 本学の喫煙，タバコに関する質問（3）

図17は、本学の喫煙対策に関するターゲットをどこに持ってくるかを示している。70%以上の学生は、たとえ自分が喫煙習慣者であっても「非喫煙者に配慮する」と考えており、逆に「喫煙者を主体に考える」と答えた割合は30%ほどである。

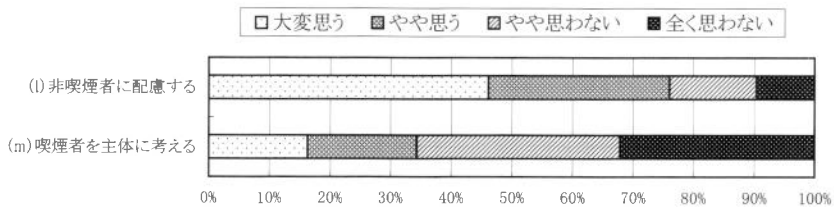


図17 本学の喫煙，タバコに関する質問（4）

次に本学での喫煙対策について具体的に聞いてみた。「喫煙施設を充実して欲しい」と答えているのが「大変思う」「やや思う」を合わせて50.9%あり、喫煙習慣者の48.1%を上回っている。「歩行喫煙」と「ポイ捨て」で学内が汚れている原因の一つに喫煙施設の不足が考えられなくもないが、喫煙者の一部も喫煙施設を充実して欲しいと望んでいるようだ。

喫煙規制については、「敷地内全面禁煙」を望むが「大変思う」「やや思う」を合わせて44.9%、「完全な分煙」を望むが同55.3%と回答されている。何れも約半数が「喫煙規制の整備」を望んでいることになる。従来は「マナーの向上を期待する喫煙指導」を中心に行ってきたが、今後は「喫煙指導」の拠り所となる「喫煙規制に関する規程」が必要と考えられる。（後述）

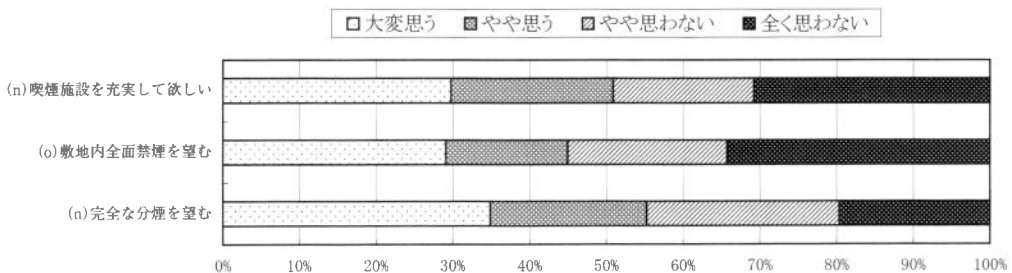


図18 本学の喫煙，タバコに関する質問（5）

8. 喫煙に関する本学に対する要望

アンケートの最後に、喫煙に関する本学に対する要望を調査した。図19は各要望を喫煙習慣者と非喫煙者に分けて実数で示している。「喫煙施設の充実」を望んだ学生は149名で、その内の68.5%を喫煙習慣者が占める。次いで多いのが「学内の美化」である。タバコのポイ捨ても学内が汚れる原因の一つと考えられるが、喫煙マナーを広くマナー全体に拡大すると、ゴミの放置問題も共通のベース上にあるように思われる。

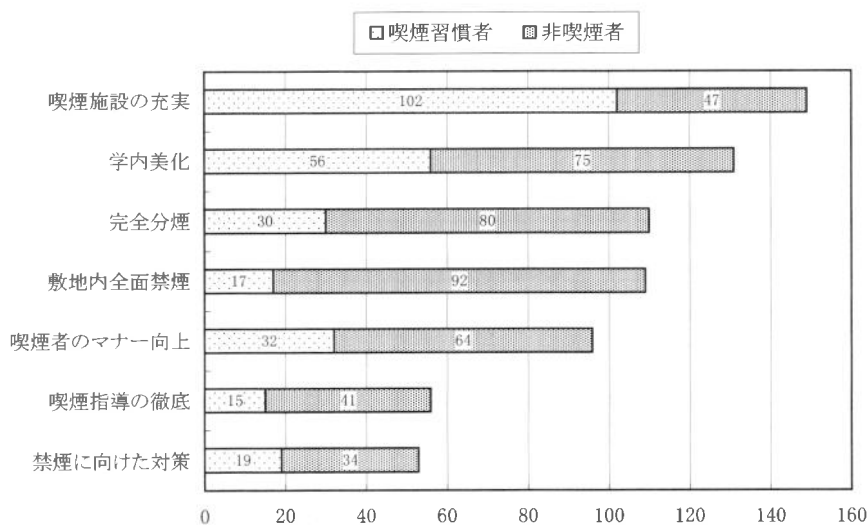


図19 喫煙に関し本学に望むこと

「完全分煙」および「敷地内全面禁煙」を望む声は、何れも100名を超える。興味ある点は、「敷地内全面禁煙」を要望している中に17名の喫煙習慣者が含まれるという点である。彼らは本学が喫煙できない環境であれば、非喫煙者のグループに移行する可能性が高い。「喫煙者のマナー向上」についても要望が多い。この点は「喫煙指導の徹底」とも共通する。また、実数は少ないが「禁煙に向けた対策」が要望として挙がっている。禁煙に向けた対策は、喫煙習慣者の実数を減らすことが必要であるが、禁煙指導についてケアを含めた総合的な対策が必要に思われる。

9. 喫煙規制についての考察

今回の調査で、本学の喫煙の現状を大まかにつかむことが出来た。

- ① 喫煙習慣者の割合が非常に高い（半数以上が未成年にも関わらず喫煙率48.1%）
- ② 喫煙習慣者の多くは出来れば禁煙したい（喫煙習慣者の61.2%が禁煙試行経験あり）
- ③ タバコのせいで学内が汚れていると思っている（64.8%）

- ④ 他人のタバコを迷惑に思う学生が多い (51.5%)
- ⑤ タバコのせいで学校をやめたいと思う学生がいる (21.6%, 116人)
- ⑥ 喫煙施設の充実を望む声もある (50.9%)
- ⑦ 完全分煙、敷地内全面禁煙を望む声がある (何れも100名以上が望んでいる)

現状を認識しつつ、今後の課題としての「喫煙規制」を考察してみる。

喫煙に関するアンケートでは、喫煙習慣者と非喫煙者との意見は大きく二分することがよくある。誰しも今までの習慣を簡単にやめたくないし、特に喫煙習慣はなかなかやめられない。喫煙習慣者が紳士的で良好なマナーの持ち主であれば、多くの「喫煙問題」は解決すると思われるが、実際はマナーに欠けた行為が後を絶たないため「深刻な喫煙問題」として浮上してくる。表5は自治体が制定する「過料罰則をもつ路上喫煙禁止条例」の一覧である。(2007年10月現在、Wikipedia調べ)

表5 路上喫煙禁止条例（過料罰則あり）を制定している自治体

自治体名	条例名	過料罰則
千代田区	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	2千円
品川区	歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例	1万円以下(千円)
府中市	環境美化推進地区と喫煙禁止路線の制定	5万円以下
板橋区	エコポリス板橋クリーン条例	1万円以下(保留中)
大田区	清潔で美しい大田区をつくる条例	1万円以下(保留中)
平塚市	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	2万円以下
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	2万円以下(2千円)
静岡市	静岡市路面喫煙による被害等の防止に関する条例	5万円以下
名古屋市	安心・安全・快適条例	2万円以下(2千円)
京都市	京都市路上喫煙禁止条例	2千円
大阪市	路上喫煙の防止に関する条例	千円
芦屋市	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	5千円以下(2千円)
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	2万円以下
市川市	市民マナー条例	2千円
松戸市	安全で快適なまちづくり条例	1万円以下
佐倉市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	5万円以下
千葉市	千葉市：路上喫煙等の防止に関する条例	2千円
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	2千円
我孫子市	さわやかな環境づくり条例	2万円以下
さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	2千円
川越市	川越市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下

※2007年10月現在

※過料は即時徴収、指導に従わない者から徴収など、方法に違いがある

※出典：ウィキペディア (Wikipedia)

「路上喫煙の禁止に関する条例」は2002年10月、東京都千代田区が全国で最初に施行したが、過料罰則のない条例を含めると全国約40の自治体が同様の条例を施行している。(2006年8月現在、洲本市禁煙支援センター調べ)

一般には大都市で人口が密集する自治体が多いと思われるが、2003年春に施行された「岐阜県白川村 ポイ捨て等禁止条例」や2003年5月に施行された「栃木県日光市 環境美化都市に関する条例」など、観光地や文化遺産を持つ自治体での制定も増えてきている。

多くの自治体では、①歩行中に保持するタバコは高温であり、弱者(身体障害者、幼児、児童、高齢者等)はもとより一般の歩行者に対しても火傷などの危険性があること、②2006年5月の「健康増進法 第25条 受動喫煙の防止」が施行されてからは「副流煙による間接喫煙」に害があること、そして最近特に目立つのが、③マナーの欠如した喫煙者による「吸い殻のポイ捨て」が後を絶たないことなどの理由で、「歩行中の喫煙を規制」する条例を制定している。インターネット上の調査では、「不快だと思われる迷惑行為」の半数以上が喫煙に関する項目(歩きながらの喫煙29%、公共の場所での喫煙マナー13%、タバコの吸い殻のポイ捨て9%)で占められている。(ネットリサーチ DIMSDRIVE 調べ 2005年5月、調査対象：全国の男女 4493人)

「規制が先」か「マナーが先」かで意見の分かれるところであるが、過去に「歩行喫煙をしないで下さい」や「タバコのポイ捨てはやめましょう」などのキャンペーンを展開してきた経緯があり、結局は効果が上がらないために規制に踏み込んでいる。

敷地内全面禁煙を規制化している大学は80大学と未だかなり少ない。(2007年 中京大学「タバコのない学校」推進プロジェクト調べ) しかしながら、施設内でのタバコ自動販売機の撤去、建物内全面禁煙、分煙化の徹底などの措置は「健康増進法」が施行されてから一気に進んでいる。また、全国の小・中・高等学校の多くでは、市町村単位あるいは県単位で敷地内全面禁煙化が進んでいる。2006年10月の状況では、全国47都道府県のうち42都道府県(93%)において全公立学校または全都道県立学校の敷地内全面禁煙を実施または予定している。(同プロジェクト調べ)

高等学校以下での喫煙規制は、①教職員を除いて「未成年者喫煙禁止法」の対象となる学生、生徒ばかりである、②「健康増進法 第25条 受動喫煙の防止」を徹底すると敷地内完全禁煙が最も効果的である、③教育機関としては、健康で清潔な教育環境を構築する必要があり、健康意識の向上も教育の一環であるなどの理由で、時代の趨勢と相まって堅調に進んでいる。

本学と自治体、高等学校以下の状況を同一視は出来ないが、半数以上が未成年者であることを考慮すれば、効果的な喫煙対策を展開する上で、ある程度の効力を持つ規制(規程)の制定が必要で、敷地内全面禁煙の制度化が望ましい。

10. ま と め

念願であった「喫煙に関する現状調査」を無事終えることが出来た。調査に協力いただいた関係者の皆様には紙面を借りて感謝の意を表したい。

調査を終えて統計処理や文献調査を行っているが、喫煙問題は明確であるが、この状況から「タバコの煙やゴミのないクリーンな教育環境」を手に入れるには、いくつもの課題があることが実感できる。規程を制定し、それに従うのは本学の学生ばかりではなく、教職員、学園関係者、全ての来訪者も含まれる。規程の制定や維持を考えると、教職員の全面的な協力が必要不可欠であるが、本学の教職員には42.5%の喫煙習慣者（2007年10月現在）も含まれており、さらに問題を複雑にしている。仮に制定が実現した場合、多くの喫煙習慣者に対する禁煙サポートも課題となる。

以上のように課題は山積するが、敷地内全面禁煙化が実現し、①生涯にわたり非喫煙者となるであろう若者が喫煙習慣に陥るリスクを少しでも減らし、②教職員を含む多くの喫煙習慣者が非喫煙者に転向し、健康な生活を送れ、③クリーンで健康的な教育環境になることを期待したい。

参 考 文 献

- 1) 未成年者喫煙禁止法（明治33年3月7日 法律第33号）
- 2) 健康増進法（平成14年8月2日 法律第102号）
- 3) 日本学校保健学会「タバコのない学校」推進プロジェクト
<http://openweb.chukyo-u.ac.jp/~ieda/Project.htm>
- 4) 成人喫煙率統計（厚生労働省 国民栄養調査 2004年）
- 5) 路上喫煙禁止条例（Wikipedia 2007年10月）
- 6) 未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査（厚生労働省 2004年）
- 7) 洲本市禁煙支援センター
<http://www1.sumoto.gr.jp/shinryou/kituen/>
- 8) 不快だと感じる「迷惑行為」（ネットリサーチ DIMSDRIVE 2005年5月）